



第58回 定時株主総会

招集ご通知

- 開催日時** 2026年6月24日（水曜日）午前10時
受付開始 午前9時30分
- 開催場所** 新潟県上越市中央1丁目2番7号
ホテルセンチュリーイカヤ本館3階
飛天の間
- 決議事項** 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 補欠監査役2名選任の件

目次

第58回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	3
株主総会参考書類	5
事業報告	15
計算書類	34
連結計算書類	36
監査報告	38

証券コード 1828
(発送日) 2026年6月4日
(電子提供措置の開始日) 2026年6月1日

株主各位

新潟県上越市大字福田20番地
田辺工業株式会社
代表取締役社長 水澤 文雄

第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.tanabe-ind.co.jp/>

(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式について（一覧を見る)」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/1828/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「田辺工業」又は「コード」に当社証券コード「1828」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日のご出席に代えて、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、**2026年6月23日（火曜日）午後5時まで**に議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2026年6月24日（水曜日）午前10時 受付開始 午前9時30分				
2 場 所	新潟県上越市中央1丁目2番7号 ホテルセンチュリーイカヤ本館3階 飛天の間 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)				
3 目的事項	<table border="0"> <tr> <td>報告事項</td> <td> 1. 第58期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 事業報告、計算書類報告の件 2. 第58期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 </td> </tr> <tr> <td>決議事項</td> <td> 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役8名選任の件 第3号議案 補欠監査役2名選任の件 </td> </tr> </table>	報告事項	1. 第58期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 事業報告、計算書類報告の件 2. 第58期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件	決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役8名選任の件 第3号議案 補欠監査役2名選任の件
報告事項	1. 第58期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 事業報告、計算書類報告の件 2. 第58期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件				
決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役8名選任の件 第3号議案 補欠監査役2名選任の件				
4 議決権の行使等についてのご案内	【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。				

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- ③ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告、計算書類及び連結計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

【お体が不自由な株主様、障がいをお持ちの株主様へ】

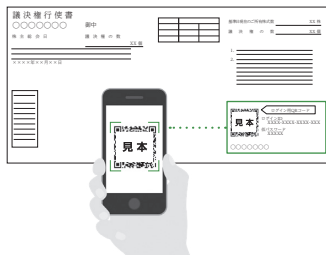
- ◎株主総会へのご来場に当たり、サポートが必要な株主様は、株主総会当日スタッフにお声がけください。
- ◎車いすでご来場の株主様につきましては、会場に専用スペースを設けております。ご来場の際は、会場スタッフのご案内いたします。また、車いすの方がご利用いただけるお手洗いは、株主総会会場4階にあります。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

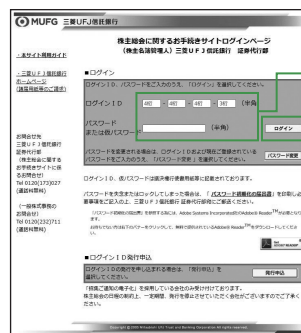
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン等の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時 年中無休)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、財務体質と経営基盤の強化を図りつつ、毎期の業績、新規投資、連結配当性向を総合的に勘案しながら、株主の皆様へは連結配当性向35%~40%を目安とし、安定的な配当と持続的な増配に努めることを基本方針としております。

第58期の期末配当につきましては、配当方針、当期の業績及び財務状況並びに今後の事業展開等を総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき 金 100円 配当総額 1,049,845,000円
剰余金の配当が効力を生じる日	2026年6月25日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名	現在の地位及び担当	属 性
1	わたぬき よしお 四月朔日 義雄	代表取締役会長	再任
2	みず さわ ふみ お 水 澤 文 雄	代表取締役社長兼社長執行役員	再任
3	やま くち ひさ ゆき 山 口 久 行	取締役専務執行役員 品質・安全推進室、青海支店、 北陸支店、姫路支店、 大牟田支店担当	再任
4	ごん もり ゆう いち 権 守 勇 一	取締役常務執行役員 人事部、経理部、総務法務部、 経営企画部担当	再任
5	あお き えい いち 青 木 栄 一	取締役常務執行役員 プロジェクト部、千葉支店、 鹿島支店、名古屋支店担当	再任
6	お の てつ や 小 野 哲 也	取締役上席執行役員 海外事業部長兼 幕張エンジセンター長 海外部門、プロダクト開発部担当	再任
7	よこ た ゆう いち 横 田 猶 一	社外取締役	再任 社外 独立
8	の もと なお き 野 本 直 樹	社外取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

わたぬきよしお
四月朔日義雄

再任

生年月日

1941年7月3日生

所有する当社の株式数

321,500株

取締役会出席状況

17/17回

候補者番号

2

みずさわふみお
水澤文雄

再任

生年月日

1955年4月22日生

所有する当社の株式数

58,900株

取締役会出席状況

17/17回

略歴、当社における地位及び担当

1969年2月 当社入社
1981年10月 当社取締役営業部長
1990年4月 当社常務取締役営業本部長
1990年6月 当社専務取締役営業本部長
1998年10月 当社代表取締役社長
2009年6月 当社代表取締役社長兼社長執行役員
2023年6月 当社代表取締役会長（現任）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

四月朔日義雄氏は、1969年入社、取締役営業部長、常務取締役、専務取締役を経て、1998年より代表取締役社長を務め、2023年に代表取締役会長へ就任。同氏は当社全体にわたる事業経営に関し、豊富な経験と知見を有しており、当社の持続的な成長に貢献していただけると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

略歴、当社における地位及び担当

1983年2月	当社入社	2016年6月	当社取締役常務執行役員 北陸支店長、 電力事業部担当
1998年9月	タナベタイランド社代表取締役社長	2018年4月	当社取締役常務執行役員 大阪支店長、 名古屋支店、姫路技術センター担当
2003年6月	当社取締役産機エンジニアリング部長	2021年4月	当社取締役常務執行役員 大阪支店、名古屋支店、姫路技術センター、 タナベタイランド社担当
2009年6月	当社取締役退任 当社上席執行役員産機エンジニアリング 部長、電力事業部担当	2022年4月	当社取締役常務執行役員 大阪支店、名古屋支店、姫路技術センター、 電力事業部、タナベタイランド社担当
2010年4月	当社上席執行役員 埼玉技術センター長	2023年6月	当社代表取締役社長兼社長執行役員（現任）
2011年4月	当社上席執行役員 営業部長		
2012年4月	当社上席執行役員 北陸支店長		
2013年6月	当社取締役上席執行役員 北陸支店長、 電力事業部担当		

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

水澤文雄氏は、1983年入社、主に電気計装事業・電力事業に携わり、タナベタイランド社代表取締役、取締役常務執行役員を経て、2023年6月より代表取締役社長へ就任し、当社の経営を担っております。同氏は現場に精通した豊富な経験と知見を有するとともに、海外での豊富な経験と実績を活かし、グローバルな視点で当社の持続的な成長に貢献していただけると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

3

やまぐち ひさゆき
山口 久行

再任

生年月日

1956年6月15日生

所有する当社の株式数

33,000株

取締役会出席状況

17/17回

候補者番号

4

ごん もり ゆういち
権守 勇一

再任

生年月日

1957年2月18日生

所有する当社の株式数

19,100株

取締役会出席状況

17/17回

略歴、当社における地位及び担当

1979年4月	当社入社	2024年4月	当社取締役専務執行役員 品質・安全推進室、名古屋支店、 青海支店、北陸支店、大牟田支店、 姫路技術センター担当
2009年6月	当社執行役員 千葉支店長		
2013年4月	当社執行役員 青海支店長		
2013年6月	当社上席執行役員 青海支店長	2025年4月	当社取締役専務執行役員 品質・安全推進室、青海支店、 北陸支店、名古屋支店、 姫路支店、大牟田支店担当
2014年6月	当社取締役上席執行役員 青海支店長		
2016年6月	当社取締役常務執行役員 青海支店長	2026年4月	当社取締役専務執行役員 品質・安全推進室、青海支店、 北陸支店、姫路支店、 大牟田支店担当（現任）
2018年4月	当社取締役常務執行役員 青海支店長、 品質・安全推進室、北陸支店担当		
2020年6月	当社取締役常務執行役員 青海支店長、 品質・安全推進室、北陸支店、大牟田支店担当		
2022年6月	当社取締役常務執行役員 青海支店長、 品質・安全推進室、技術部、北陸支店、 大牟田支店担当		
2023年6月	当社取締役専務執行役員 青海支店長、 品質・安全推進室、名古屋支店、 北陸支店、大牟田支店、 姫路技術センター担当		

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

山口久行氏は、1979年入社、主に産業プラント設備工事事業に携わり、2014年6月より取締役に就任し、当社の経営を担っております。同氏は現場に精通した豊富な経験・知見を有するとともに、当社の持続的な成長に貢献していただけると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

略歴、当社における地位及び担当

1979年4月	当社入社		
2013年4月	当社 事務部長		
2014年6月	当社執行役員 事務部長		
2015年6月	当社上席執行役員 事務部長		
2016年6月	当社取締役上席執行役員 事務部長		
2018年6月	当社取締役上席執行役員 管理部長		
2023年6月	当社取締役常務執行役員 管理部長		
2025年4月	当社取締役常務執行役員 人事部、経理部、総務法務部、経営企画部担当（現任）		

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

権守勇一氏は、1979年入社以来、主に、経理・財務等の業務に携わり、2016年6月より取締役に就任し、当社の経営を担っております。同氏は経営管理業務及び事業経営に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者となりました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告

候補者番号

5

あ お き え い い ち
青 木 栄 一

再任

生年月日

1960年9月25日生

所有する当社の株式数

17,700株

取締役会出席状況

17/17回

候補者番号

6

お の て つ や
小 野 哲 也

再任

生年月日

1968年11月20日生

所有する当社の株式数

7,300株

取締役会出席状況

13/13回（2025年6月就任後）

略歴、当社における地位及び担当

1985年4月 当社入社
2013年4月 当社 鹿島支店長
2016年6月 当社執行役員 鹿島支店長
2018年4月 当社執行役員 千葉支店長、鹿島支店担当
2019年6月 当社上席執行役員 千葉支店長、鹿島支店担当
2022年6月 当社常務執行役員 千葉支店長、鹿島支店、埼玉技術センター担当
2023年6月 当社取締役常務執行役員 千葉支店長、鹿島支店担当
2025年4月 当社取締役常務執行役員 千葉支店、鹿島支店担当
2026年4月 当社取締役常務執行役員 プロジェクト部、千葉支店、鹿島支店、名古屋支店担当（現任）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

青木栄一氏は、1985年入社、主に産業プラント設備工事事業に携わり、2023年6月より取締役に就任し、当社の経営を担っております。同氏は様々な大型案件のプロジェクトに携わるなど、現場を統括した豊富な経験・知見を有するとともに、当社の持続的な成長に貢献していただけると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

略歴、当社における地位及び担当

1991年4月 当社入社
2011年1月 タナベエンジニアリングシンガポール社代表取締役社長
2016年6月 当社執行役員 千葉支店長
2018年10月 当社執行役員 タナベエンジニアリングシンガポール社代表取締役社長、
タナベテクニカルサービスマレーシア社代表取締役社長
2023年5月 当社執行役員 タナベエンジニアリングシンガポール社代表取締役社長、
タナベテクニカルサービスマレーシア社代表取締役社長、
タナベエンジニアリングアジア社代表取締役社長
2023年6月 当社上席執行役員 タナベエンジニアリングシンガポール社代表取締役社長、
タナベテクニカルサービスマレーシア社代表取締役社長、
タナベエンジニアリングアジア社代表取締役社長
2024年4月 当社上席執行役員 海外事業部長、タナベエンジニアリングシンガポール社代表取締役社長、
タナベテクニカルサービスマレーシア社代表取締役社長、
タナベエンジニアリングアジア社代表取締役社長
2024年7月 当社上席執行役員 海外事業部長、デジタルイノベーションセンター、海外部門担当
2025年4月 当社上席執行役員 海外事業部長兼幕張エンジンセンター長、海外部門、プロダクト開発部担当
2025年6月 当社取締役上席執行役員 海外事業部長兼幕張エンジンセンター長、
海外部門、プロダクト開発部担当（現任）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

小野哲也氏は、1991年入社、主に産業プラント設備工事事業に携わり、海外子会社各社代表取締役及び当社上席執行役員を経て、2025年6月より取締役に就任しております。同氏は現場に精通した豊富な経験と知見を有するとともに、海外での豊富な経験と実績を活かし、グローバルな視点で当社の持続的な成長に貢献していただけると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

7

よこ た ゆう いち
横田 猶一

再任

社外

独立

生年月日

1953年6月17日生

所有する当社の株式数

—

取締役会出席状況

16/17回

候補者番号

8

の もと なお き
野本 直樹

再任

社外

独立

生年月日

1958年12月24日生

所有する当社の株式数

—

取締役会出席状況

17/17回

略歴、当社における地位及び担当

1972年4月 三菱電機株式会社 入社
2006年4月 同社 関越支社 新潟支店長
2012年4月 三菱電機ビルテクノサービス株式会社 関越支社 ファシリティー営業部長
2014年4月 同社 関越支社 支社長付・新潟支店囃託駐在
2016年3月 同社 退職
2016年6月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

—

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

横田猶一氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社の経営に関与した経験はありませんが、2016年6月より当社社外取締役に就任し、これまで培ってきた豊富な業務経験と知識を当社の経営に活かしていただき、幅広い見地から当社の経営全般に的確な助言をいただいております、引き続き社外取締役候補者となりました。

略歴、当社における地位及び担当

1987年10月 監査法人中央会計事務所 入所（合併により中央新光監査法人）
1989年7月 中央新光監査法人 退職
1989年7月 太田昭和監査法人 入所（現 EY新日本有限責任監査法人）
2010年9月 同所 長岡事務所長
2017年6月 EY新日本有限責任監査法人 退職
2017年7月 野本直樹公認会計士事務所 所長（現任）
2018年6月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

野本直樹公認会計士事務所 所長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

野本直樹氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を有しており、これらを当社の経営に活かしていただき、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与していただきたくため、引き続き社外取締役候補者となりました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 横田猶一氏及び野本直樹氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 当社は、横田猶一氏及び野本直樹氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
 4. 当社は、横田猶一氏及び野本直樹氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。これにより、当社のすべての取締役、執行役員及び監査役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 6. 小野哲也氏の所有する当社の株式数には、当社役員持株会における本人持分を含めて記載しております。
 7. 横田猶一氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって10年となります。
 8. 野本直樹氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって8年となります。

(ご参考) 選任後の当社取締役会のスキル・マトリックス

第2号議案が原案どおり可決されますと、取締役会の構成は以下のとおりとなります。

氏名	期待される分野 (知識・経験・能力等)									
	企業経営	会計／財務／税務	コンプライアンス 法務／	人材マネジメント	技術／施工管理	品質／安全	営業戦略	グローバル	サステナビリティ	
取締役	四月朔日 義雄 (社内)	●			●			●		
	水澤 文雄 (社内)	●				●			●	●
	山口 久行 (社内)	●				●	●	●		
	権守 勇一 (社内)	●	●		●					●
	青木 栄一 (社内)	●				●	●	●		
	小野 哲也 (社内)					●		●	●	
	横田 猶一 (社外)							●		●
	野本 直樹 (社外)		●							●
監査役	田中 稔 (社内)			●		●	●			
	伊藤 秀夫 (社外)		●	●						●
	島宗 隆一 (社外)		●							●

(注) 上記マトリックスについては、各人の有する全てのスキルを記載したものではありません。各人の有する、特に専門性の高いスキル及び取締役・監査役として期待するスキルの最大4つに●を付しております。

第3号議案

補欠監査役2名選任の件

2025年6月25日開催の第57回定時株主総会において補欠監査役に選任された森直樹氏及び横尾和雄氏の選任の効力は、本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて、会社法第329条第3項の規定に基づき補欠監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、候補者森直樹氏は、現任の社外監査役伊藤秀夫氏の補欠として、候補者横尾和雄氏は、現任の社外監査役島宗隆一氏の補欠として選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名	属性
1	もり 森 直 樹	社外 独立
2	よこ 横 尾 和 雄	社外 独立

社外 社外監査役候補者

独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

もり なお き
森 直 樹

社外

独立

生年月日

1968年4月9日生

所有する当社の株式数

—

候補者番号

2

よこ お かず お
横尾 和 雄

社外

独立

生年月日

1964年3月10日生

所有する当社の株式数

—

略歴

2001年10月 弁護士登録
2004年 1 月 森直樹法律事務所 所長（現任）
2008年 4 月 新潟県弁護士会常議員
2015年 4 月 裁判所調停委員（現任）
2015年 4 月 法務省人権擁護委員（現任）
2017年 4 月 上越市公平委員（現任）

重要な兼職の状況

森直樹法律事務所 所長

補欠の社外監査役候補者とした理由

森直樹氏は、直接会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士として培われた法律知識や経験に基づく助言等が当社の監査体制に資するものと考え、補欠の社外監査役候補者となりました。

略歴

1987年10月	関東信越国税局 採用	2022年 7 月	関東信越国税局 資料情報課長
2015年 7 月	長野税務署 特別国税調査官	2023年 7 月	高田税務署長
2016年 7 月	関東信越国税局 特別国税査察官	2024年 7 月	関東信越国税局 退職
2017年 7 月	関東信越国税局 査察第三部門 統括官	2025年 1 月	税理士登録
2018年 7 月	関東信越国税局 査察第一部門 統括官		横尾和雄税理士事務所 所長（現任）
2019年 7 月	長野税務署 特別国税調査官		
2021年 7 月	新潟税務署 特別国税調査官		

重要な兼職の状況

横尾和雄税理士事務所 所長

補欠の社外監査役候補者とした理由

横尾和雄氏は、直接会社の経営に関与した経験はありませんが、税理士として培われた高度な専門知識を有しており、これらを当社の監査体制に反映していただき、幅広い見地から当社の経営全般に的確な監査をしていただくため、補欠の社外監査役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 森直樹氏及び横尾和雄氏は、補欠の社外監査役候補者であります。各候補者は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、両氏が監査役に就任した場合は、当社は新たに両氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 各候補者が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。これにより、当社のすべての取締役、執行役員及び監査役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 本決議の効力は、選任決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとなります。

以上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善する状況下で、各種政策の効果もあり、景気は緩やかな回復傾向が続きました。一方、米国の通商政策や中東情勢が及ぼす国内外経済への影響、継続的な物価上昇等、先行きは不透明な状況が続いております。

設備工事業界においては、公共投資は底堅く推移し、民間設備投資は持ち直しの動きがみられましたが、国内外経済の動向や原材料価格をはじめとする物価上昇により先行きが不透明な状況等があり、受注・価格競争は厳しい状況で推移しております。

このような状況下で、当社はお客様のニーズに合った設備の提案を積極的に行い、受注の確保・拡大に努めてまいりました。当社の主要顧客である化学業界において半導体関連のプラント設備工事、電子材の製造設備等の設備増強工事、定期修繕工事等を中心とした受注がありましたが、海外情勢等の影響により、顧客に投資時期を慎重に計る動きもみられ、前期を下回る結果となりました。売上高は、前期繰越工事をはじめとした工事の進捗は概ね順調に推移し、前期を上回る結果となりました。

利益面につきましては、工事資材費、労務費等の上昇は続いておりますが、施工効率の改善、リスク管理の徹底等の効果は継続しており、売上総利益率は改善しました。人件費をはじめとする人的資本価値の向上に向けた諸施策等による販売費及び一般管理費の増加があったものの、売上高の増加や売上総利益率の改善効果は大きく、営業利益、経常利益、当期純利益ともに前期を大きく上回る結果となりました。

なお、当期の期末配当につきましては、当期の業績、配当性向及び財務状況等を総合的に勘案し、中期経営計画「TRY2030」の配当方針に基づき、普通配当1株当たり13円増配し、100円の実施を予定しております。

	第57期 (2025年3月期)	第58期 (2026年3月期)	前期比
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
受注高	51,406	43,721	15.0%減
売上高	49,097	49,933	1.7%増
営業利益	3,946	4,717	19.5%増
経常利益	4,108	4,866	18.5%増
当期純利益	2,778	3,507	26.3%増
次期繰越高	30,763	24,552	20.2%減

会社の事業部門別の売上状況は次のとおりであります。

産業プラント 設備工事部門

売上高
21,728百万円
(前期比3.4%減)

民間プラント・機械装置を主体としております産業プラント設備工事部門は、半導体関連の設備工事、電子材の製造設備等の設備増強工事等を中心とした受注がありましたが、海外情勢等の影響により、顧客に投資時期を慎重に計る動きもみられ、受注高16,149百万円（前期比35.8%減）と前期を下回りました。売上高は、繰越案件をはじめとした工事の進捗は堅調に推移しましたが、21,728百万円（前期比3.4%減）と前期を下回りました。



設備保全工事部門

売上高
11,196百万円
(前期比8.3%増)

民間プラント保全工事を主体としております設備保全工事部門は、工場設備の定期修繕工事を中心とした受注が好調であり、受注高11,868百万円（前期比15.2%増）、売上高11,196百万円（前期比8.3%増）ともに前期を上回りました。



電気計装工事部門

売上高
9,305百万円
(前期比9.0%減)

電気計装工事部門は、産業プラント設備工事部門とのジョイントによる、半導体関連の設備工事、電子材の製造設備等の設備増強工事、公共インフラ関連工事を中心とした受注がありましたが、受注高9,308百万円（前期比0.2%減）、売上高9,305百万円（前期比9.0%減）ともに前期を下回りました。



メカトロニクス部門

売上高
3,839 百万円
(前期比82.6%増)

メカトロニクス部門は、充填ライン、各種自動化機器の受注などがありましたが、受注高2,329百万円（前期比10.3%減）と前期を下回りました。売上高は、工事の進捗が順調に進んだこともあり、3,839百万円（前期比82.6%増）と前期を上回りました。



送電工事部門

売上高
2,271 百万円
(前期比14.1%減)

送電工事部門は、電力会社の設備保守等の受注がありましたが、受注高2,329百万円（前期比14.6%減）、売上高2,271百万円（前期比14.1%減）ともに前期を下回りました。



管工事部門

売上高
1,495 百万円
(前期比29.8%増)

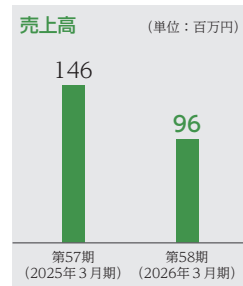
管工事部門は、民間からの大型管設備工事、官公庁からのインフラ設備の維持更新等の受注があり、受注高1,643百万円（前期比40.0%増）、売上高1,495百万円（前期比29.8%増）ともに前期を上回りました。



鑄造用工業炉部門

売上高
96 百万円
(前期比34.4%減)

鑄造用工業炉部門は、受注高92百万円（前期比21.3%減）、売上高96百万円（前期比34.4%減）ともに前期を下回りました。



(注) 鑄造用工業炉部門につきましては、当事業年度において事業を廃止いたしました。

(単位：百万円)

部 門	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
産業プラント設備工事	18,999	16,149	21,728	13,419
設備保全工事	1,364	11,868	11,196	2,036
電気計装工事	6,003	9,308	9,305	6,005
メカトロニクス	3,308	2,329	3,839	1,798
送電工事	472	2,329	2,271	530
管工事	612	1,643	1,495	760
鑄造用工業炉	3	92	96	—
合 計	30,763	43,721	49,933	24,552

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資額は570百万円であります。主なものは建物・構築物であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

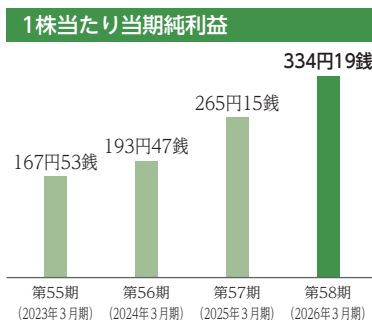
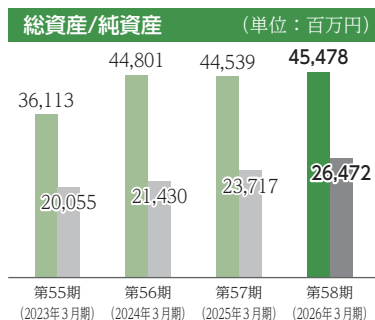
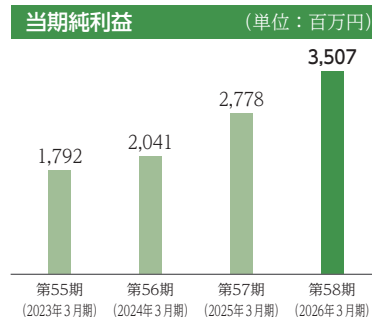
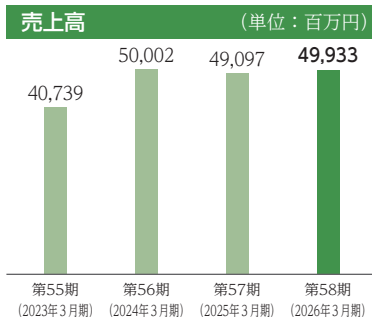
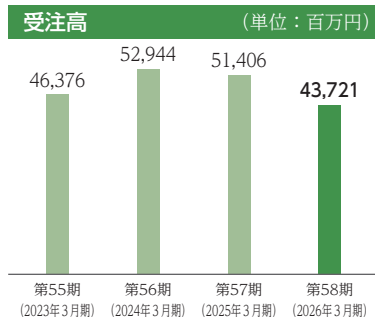
⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



		第55期 (2023年3月期)	第56期 (2024年3月期)	第57期 (2025年3月期)	第58期 (当事業年度) (2026年3月期)
受注高	(百万円)	46,376	52,944	51,406	43,721
売上高	(百万円)	40,739	50,002	49,097	49,933
当期純利益	(百万円)	1,792	2,041	2,778	3,507
1株当たり当期純利益		167円53銭	193円47銭	265円15銭	334円19銭
総資産	(百万円)	36,113	44,801	44,539	45,478
純資産	(百万円)	20,055	21,430	23,717	26,472

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
タナベタイランド社	700,921千円 (200,000千タイパーツ)	100	表面処理事業、産業機械装置の製造・販売
タナベエンジニアリング シンガポール社	102,719千円 (1,600千シンガポールドル)	100	プラント設備の設計・施工・メンテナンス
タナベテクニカルサービス マレーシア社	96,940千円 (3,500千マレーシアリングット)	100	プラント設備の設計・施工・メンテナンス
タナベエンジニアリング アジア社	16,320千円 (4,000千タイパーツ)	49	プラント設備の設計・施工・メンテナンス

(4) 対処すべき課題

当社は、「お客様・従業員・株主・業務関係者そして社会の、みんなに喜ばれる親切で的確な仕事をしよう」の社是のもと、持続的な成長と中長期的な企業価値の最大化を図るとともに、お客様の「ものづくり」への貢献を通じて、産業社会の進歩・発展に寄与することを経営理念としております。

① 事業環境

わが国経済は、堅調な企業業績を背景とする設備投資や賃上げ、株式市況等を下支えに底堅い成長が期待される一方で、長引く物価高や深刻化する人手不足に加えて、米国の通商政策や中東情勢による国内外経済への影響が懸念されるなど、依然として先行き不透明な状況で推移するものと想定されます。

② 中期経営計画の概要

当社は、2024年11月6日に公表いたしました中期経営計画「TRY2030」において、2030年3月期までを「更なる飛躍への変革の時期」と定め、連結売上高700億円、連結営業利益率8%以上、ROE12%以上を目標に掲げております。これら経営目標の実現に向けて、次の主要施策に取り組んでまいります。

イ. 国内事業の進化	EPC事業の強化、メカトロニクス部門の着実な成長・拡大及び安定的な事業継続と収益率の向上により、国内事業のさらなる進化を図る。
ロ. 海外事業の再生	国内外のグループ間連携に基づく営業推進や、グローバルでの拠点・製品の見直しにより、海外事業の強化・再生を図る。
ハ. 新規事業の探索	スマートファクトリーやITをキーワードに、既存事業とのシナジー創出を念頭に、時流の変化や先端領域をとらえた新規事業の探索に取り組む。
ニ. 組織・業務改革	設計・調達・施工機能を中心とした人員体制の拡充や、会社の成長・事業規模に応じた業務推進体制の深化を通じ、事業基盤を底支えする組織及び業務体制の改革を進める。
ホ. ESG対応・財務基盤の強化	カーボンニュートラルや気候変動対策をはじめとするサステナビリティ領域への貢献、あるいは資金調達方法やリスク管理体制の強化の観点を踏まえた、ESG対応及び財務基盤の強化を図る。

③ サステナビリティ対応

当社は、企業に対する社会的・国際的な要請となっている、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題については、事業活動を通じてその解決に寄与することを基本方針としております。持続可能な社会の実現や環境保全に資する企業活動・社会貢献活動に取り組むとともに、これらの対応がリスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であるとの認識に基づき、各種の施策を積極的に推進してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社は、各種業界向けプラント設備及び製造設備、公共インフラ関連の設備工事を主な事業としております。事業部門別の主な事業内容は、以下のとおりであります。

部門	事業内容
産業プラント設備工事	化学・医薬、その他工業部材等のプラント設備・装置、環境設備の設計・施工
設備保全工事	化学・医薬等のプラント設備、発電所機器の設備診断・保全改修
電気計装工事	化学・医薬等のプラント設備、公共・一般建築物の電気計装設備、情報通信設備の設計・施工・運営、太陽光発電設備の設計・施工・売電
メカトロニクス	各種省力機器システム、自動化機器の設計・製作・施工
送電工事	送電用鉄塔建設、送配電線の新設・張替の施工
管工事	公共ガス水道、防消火設備、空調・衛生設備の設計・施工

(注) 鑄造用工業炉部門につきましては、当事業年度において事業を廃止いたしました。

(6) 主要な事業所及び工場 (2026年3月31日現在)

名称	所在地	名称	所在地
本社	新潟県上越市	鹿島支店・工場	茨城県神栖市
東京本社	東京都千代田区	姫路支店・工場	兵庫県姫路市
大阪支店	大阪府大阪市	大牟田支店・工場	福岡県大牟田市
名古屋支店	愛知県名古屋市	メカトロ技術センター	埼玉県吉川市
青海支店・工場	新潟県糸魚川市	電力事業部	新潟県上越市
北陸支店・工場	新潟県上越市	新潟営業所	新潟県新潟市
千葉支店・工場	千葉県市原市	幕張エンジセンター	千葉県千葉市

- (注) 1. 姫路技術センターは2025年4月1日付で名称を変更し、姫路支店になりました。
 2. 埼玉技術センターは2025年4月1日付で名称を変更し、メカトロ技術センターになりました。

(7) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
809 (162) 名	+2 (+5) 名	41.1歳	15.5年

(注) 従業員数は就業人員で記載しており、臨時雇用者数は年間の平均人員を () に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社第四北越銀行	975

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式の状況 (2026年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数	32,000,000株
(2) 発行済株式の総数	10,728,000株
(3) 株主数	11,886名
(4) 大株主 (上位10位)	

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
田辺工業取引先持株会	995	9.48
有限会社ケイアンドアイ	860	8.19
株式会社第四北越銀行	500	4.76
四月朔日 義雄	321	3.06
田辺工業従業員持株会	313	2.98
清原 達郎	305	2.90
田辺 よし江	300	2.85
田辺商事株式会社	244	2.32
出頭 久美子	222	2.11
合同会社TNB	220	2.09

(注) 1. 当社は、自己株式を229,550株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	5,500 株	6 名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4. (4) 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

3 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2026年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	四月朔日 義 雄	
代表取締役社長 社長執行役員	水 澤 文 雄	
取締役 専務執行役員	山 口 久 行	品質・安全推進室、青海支店、北陸支店、名古屋支店、姫路支店、大牟田支店担当
取締役 常務執行役員	権 守 勇 一	人事部、経理部、総務法務部、経営企画部担当
取締役 常務執行役員	青 木 栄 一	千葉支店、鹿島支店担当
取締役 上席執行役員	小 野 哲 也	海外事業部長兼幕張エッジセンター長 海外部門、プロダクト開発部担当
取締役	横 田 猶 一	
取締役	野 本 直 樹	野本直樹公認会計士事務所 所長
常勤監査役	田 中 稔	
監査役	伊 藤 秀 夫	緑風法律事務所 所長
監査役	島 宗 隆 一	税理士法人齋藤・島宗会計 代表社員税理士

- (注) 1. 取締役 横田猶一氏及び野本直樹氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 伊藤秀夫氏及び島宗隆一氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役 横田猶一氏及び野本直樹氏並びに社外監査役 伊藤秀夫氏及び島宗隆一氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役 伊藤秀夫氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役 島宗隆一氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 2025年6月25日開催の第57回定時株主総会終結の時をもって、小杉順氏は監査役を辞任いたしました。
7. 2025年6月25日開催の第57回定時株主総会において、新たに小野哲也氏が取締役に選任され、就任いたしました。また、同株主総会において、新たに田中稔氏が監査役に選任され、就任いたしました。

8. 当事業年度末日の翌日以降における取締役の地位及び担当の異動状況は、次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
山口久行	取締役専務執行役員 品質・安全推進室、 青海支店、北陸支店、 名古屋支店、姫路支店、 大牟田支店担当	取締役専務執行役員 品質・安全推進室、 青海支店、北陸支店、 姫路支店、大牟田支店担当	2026年4月1日
青木栄一	取締役常務執行役員 千葉支店、鹿島支店担当	取締役常務執行役員 プロジェクト部、千葉支店、 鹿島支店、名古屋支店担当	2026年4月1日

(ご参考) 取締役を兼務しない執行役員は、次のとおりであります。(2026年4月1日現在)

地位	氏名	担当
執行役員	高嶋利行	大牟田支店長
執行役員	相澤陽一	技術部長
執行役員	小林裕幸	メカトロ技術センター長 メカトロ営業部担当
執行役員	宮澤和弘	電力事業部長
執行役員	松澤千尋	千葉支店長 E & I 設計部担当
執行役員	長橋純一	北陸営業部長 関西営業部担当
執行役員	杉本明夫	青海支店長
執行役員	中島正人	東京営業部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役及び各社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役又は社外監査役が、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、すべての取締役、執行役員及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった訴訟費用及び損害賠償金等を填補することとされています。ただし、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、企業価値の持続的な向上を図り、業績向上に対するインセンティブとして有効に機能する報酬体系を構築すべく、2025年6月25日開催の取締役会において決定方針を決議しております。

また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

イ. 基本方針

当社の役員報酬制度は、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役（社外取締役を除く。以下「業務執行取締役」という。）及び社外取締役の報酬は、金銭報酬である月額報酬及び賞与と、当社の企業価値の持続的な向上を図るためのインセンティブとなる株式による非金銭報酬により構成することとする。

なお社外取締役については、その役割と独立性の観点から、金銭報酬のみとする。

ロ. 金銭報酬の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

業務執行取締役の金銭報酬は、月額報酬及び賞与とし、月額報酬は役位ごとの役割の大きさや責任範囲等に基づき決定し、毎月支払うこととする。賞与は、役位、職責、在任年数、当期の会社業績・配当、従業員の賞与水準、過去の支給実績等（以下「会社業績等」という。）を総合的に勘案して決定し、年に一度定時株主総会の翌日に支払うこととする。

社外取締役の報酬については、その職責及び市場水準等（以下「職責等」という。）を勘案して月額報酬及び賞与を決定することとする。その月額報酬は、毎月支払うこととし、賞与は、年に一度定時株主総会の翌日に支払うこととする。

業務執行取締役の非金銭報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式とし、株主総会において承認を受けた範囲内で、原則として毎年、一定の時期に、当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとする。

付与する個人別株式の個数は、役位、職責、株価等を総合的に勘案して決定する。

なお、非金銭報酬である譲渡制限付株式は、退任時までの譲渡制限が付されており、取締役の地位を退任した日に譲渡制限を解除することとする。また、対象取締役が、譲渡制限期間満了前に、死亡その他正当な理由により取締役の地位を退任した場合は、権利が確定した株式については譲渡制限が解除され、権利確定前の株式については権利確定期間で按分し在任期間中分の株式の譲渡制限を解除し、残りの株式は当社が無償取得することとする。

ハ. 各報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別報酬は、金銭報酬（月額報酬及び賞与）と非金銭報酬とする。非金銭報酬は、2025年6月25日開催の第57回定時株主総会で承認された譲渡制限付株式報酬の限度額の範囲内で、金銭報酬の一定以上の合理的な割合とする。

ニ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項（取締役に対する委任に関する事項を含む。）

取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2023年6月28日開催の第55回定時株主総会であり、取締役の報酬限度額を年額220,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とすることについて決議を受けております。監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2006年6月29日開催の第38回定時株主総会であり、監査役の報酬限度額を年額30,000千円以内とすることについて決議を受けております。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2025年6月25日開催の第57回定時株主総会において、取締役（社外取締役及び監査役を除く。）に対して付与する譲渡制限付株式報酬について、年額50,000千円以内、株式数の上限を年間5万株以内と決議を受けております。

個人別の取締役の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長社長執行役員である水澤文雄がその具体的な内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の月額報酬の額及び会社業績等又は職責等を踏まえた賞与の額、並びに当社の企業価値の持続的な向上を図るためのインセンティブとなる株式による非金銭報酬の評価配分としております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長社長執行役員が適していると判断したためであります。

当該権限が代表取締役社長社長執行役員によって適切に行使されるよう、個人別の取締役の報酬については、株主総会で承認された限度額の範囲内において、代表取締役社長社長執行役員及び担当執行役員が報酬案を策定し、社外取締役に事前説明を行ったうえで、社外取締役の意見・助言を踏まえ、取締役会において決定することとしております。

監査役の報酬については、監査役の協議により決定しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			支給人員 (名)
		金銭報酬		非金銭報酬等	
		月額報酬	単年度業績報酬 (賞与)		
取締役 (うち社外取締役)	230,971 (14,500)	130,080 (10,500)	89,000 (4,000)	11,891 (-)	8 (2)
監査役 (うち社外監査役)	25,940 (10,840)	17,640 (6,540)	8,300 (4,300)	- (-)	4 (2)
計 (うち社外役員)	256,911 (25,340)	147,720 (17,040)	97,300 (8,300)	11,891 (-)	12 (4)

- (注) 1. 上表には、2025年6月25日開催の第57回定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役1名を含んでおります。なお、当事業年度末日現在の会社役員の数、取締役8名(うち社外取締役2名)及び監査役3名(うち社外監査役2名)であります。
2. 上記社外役員の数等は、取締役、監査役の数等にそれぞれ含めております。
3. 取締役の数等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載しております。
5. 取締役の金銭報酬限度額は、2023年6月28日開催の第55回定時株主総会において、年額220,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の人数は、7名(うち社外取締役は2名)です。また、金銭報酬とは別枠で、2025年6月25日開催の第57回定時株主総会において、株式報酬の額として年額50,000千円以内、株式数の上限を年間5万株以内(社外取締役は付与対象外)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の人数は、6名です。
6. 監査役の金銭報酬限度額は、2006年6月29日開催の第38回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の人数は、3名(うち社外監査役は2名)です。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役 野本直樹氏は、野本直樹公認会計士事務所の所長であります。当社と野本直樹公認会計士事務所との間には、特別な関係はありません。
- ・社外監査役 伊藤秀夫氏は、緑風法律事務所の所長であります。当社と緑風法律事務所との間には、特別な関係はありません。
- ・社外監査役 島宗隆一氏は、税理士法人齋藤・島宗会計の代表社員税理士であります。当社と税理士法人齋藤・島宗会計との間には、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会		監査役会	
	開催回数	出席回数	開催回数	出席回数
社外取締役 横田 猶一	17回	16回	—	—
社外取締役 野本 直樹	17	17	—	—
社外監査役 伊藤 秀夫	17	17	11回	11回
社外監査役 島宗 隆一	17	16	11	10

発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

- ・社外取締役 横田猶一氏は、他社での豊富な業務経験と知識を活かし、取締役会において議案審議及び当社の経営全般に適宜的確な助言を行っており、専門的な立場から質問・提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
- ・社外取締役 野本直樹氏は、公認会計士としての専門的見地から、取締役会において議案審議及び当社の経営全般に必要な発言を行っており、独立した立場から質問・提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
- ・社外監査役 伊藤秀夫氏は、取締役会及び監査役会において、弁護士としての経験や専門的見地から審議に関して必要な発言を行っております。
- ・社外監査役 島宗隆一氏は、取締役会及び監査役会において、税理士として主に財務、税務的な見地から審議に関して必要な発言を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額 (千円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34,500
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34,500

- (注) 1. 当社の重要な子会社であるタナベタイランド社、タナベエンジニアリングシンガポール社、タナベテクニカルサービスマレーシア社及びタナベエンジニアリングアジア社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国における当該資格に相当する資格を有する者）の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任又は不再任の議案を株主総会に提案いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科目	第58期 2026年3月31日現在
資産の部	
流動資産	34,134,456
現金預金	9,686,028
受取手形	22,128
電子記録債権	249,256
完成工事未収入金	23,885,273
未成工事支出金	118,041
材料貯蔵品	49,848
短期貸付金	428
前払費用	87,911
その他	37,958
貸倒引当金	△2,417
固定資産	11,343,926
有形固定資産	8,564,600
建物・構築物	4,441,974
機械・運搬具	561,706
工具器具・備品	334,627
土地	3,116,432
リース資産	17,348
建設仮勘定	92,510
無形固定資産	168,782
借地権	62,154
その他	106,627
投資その他の資産	2,610,543
投資有価証券	640,223
関係会社株式	787,938
出資金	997
長期貸付金	1,285
長期前払費用	27,082
繰延税金資産	1,078,089
その他	74,926
資産合計	45,478,383

科目	第58期 2026年3月31日現在
負債の部	
流動負債	17,292,938
支払手形	96,443
電子記録債務	6,242,280
工事未払金	4,013,805
短期借入金	300,000
リース債務	7,343
未払金	558,983
未払費用	350,358
未払法人税等	976,478
未成工事受入金	2,348,419
預り金	41,672
完成工事補償引当金	46,796
賞与引当金	2,147,003
役員賞与引当金	97,300
設備支払手形	66,053
固定負債	1,712,559
長期借入金	675,000
長期未払金	130,000
リース債務	11,739
退職給付引当金	895,820
負債合計	19,005,498
純資産の部	
株主資本	26,213,769
資本金	885,320
資本剰余金	1,490,080
資本準備金	1,475,320
その他資本剰余金	14,760
利益剰余金	24,110,957
利益準備金	141,200
その他利益剰余金	23,969,757
別途積立金	7,152,000
繰越利益剰余金	16,817,757
自己株式	△272,588
評価・換算差額等	259,115
その他有価証券評価差額金	259,115
純資産合計	26,472,885
負債純資産合計	45,478,383

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書

(単位：千円)

科目	第58期 2025年4月1日から 2026年3月31日まで
売上高	49,933,048
売上原価	40,268,401
売上総利益	9,664,647
販売費及び一般管理費	4,947,282
営業利益	4,717,364
営業外収益	199,947
受取利息配当金	62,816
その他	137,130
営業外費用	50,945
支払利息	10,792
その他	40,152
経常利益	4,866,366
特別利益	29
固定資産売却益	29
特別損失	23,719
固定資産処分損	4,239
固定資産売却損	19,480
税引前当期純利益	4,842,676
法人税、住民税及び事業税	1,545,989
法人税等調整額	△211,144
当期純利益	3,507,832

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	第58期 2026年3月31日現在
資産の部	
流動資産	35,644,358
現金預金	10,601,343
受取手形・完成工事未収入金等	24,238,805
電子記録債権	249,256
未成工事支出金	118,120
その他棚卸資産	238,787
その他	200,462
貸倒引当金	△2,417
固定資産	11,551,232
有形固定資産	9,546,065
建物・構築物	4,800,948
機械・運搬具・工具器具・備品	1,338,213
土地	3,234,709
リース資産	70,457
建設仮勘定	101,737
無形固定資産	170,903
投資その他の資産	1,834,263
投資有価証券	640,223
退職給付に係る資産	208,993
繰延税金資産	866,290
その他	118,756
資産合計	47,195,591

科目	第58期 2026年3月31日現在
負債の部	
流動負債	17,605,585
支払手形・工事未払金等	4,237,019
電子記録債務	6,242,280
短期借入金	300,000
リース債務	27,049
未払金	590,566
未払費用	433,352
未払法人税等	976,956
未成工事受入金	2,393,989
完成工事補償引当金	46,908
賞与引当金	2,147,003
役員賞与引当金	97,300
その他	113,161
固定負債	1,597,678
長期借入金	675,000
リース債務	45,041
長期未払金	130,000
退職給付に係る負債	747,637
負債合計	19,203,264
純資産の部	
株主資本	26,655,882
資本金	885,320
資本剰余金	1,490,080
利益剰余金	24,553,070
自己株式	△272,588
その他の包括利益累計額	1,325,178
その他有価証券評価差額金	259,115
為替換算調整勘定	741,976
退職給付に係る調整累計額	324,086
非支配株主持分	11,265
純資産合計	27,992,327
負債純資産合計	47,195,591

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(単位：千円)

科目	第58期
	2025年4月1日から 2026年3月31日まで
売上高	52,366,140
売上原価	42,188,719
売上総利益	10,177,421
販売費及び一般管理費	5,408,262
営業利益	4,769,159
営業外収益	102,488
受取利息配当金	14,157
その他	88,331
営業外費用	61,759
支払利息	12,625
その他	49,134
経常利益	4,809,888
特別利益	4,777
固定資産売却益	4,777
特別損失	27,408
固定資産売却損	20,221
固定資産処分損	4,239
減損損失	2,948
税金等調整前当期純利益	4,787,257
法人税、住民税及び事業税	1,547,098
法人税等調整額	△215,981
当期純利益	3,456,140
非支配株主に帰属する当期純利益	3,338
親会社株主に帰属する当期純利益	3,452,802

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

田辺工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
新 潟 事 務 所
指定有限責任社員 公認会計士 大屋 浩 孝
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 高 橋 顕
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、田辺工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合又はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

田辺工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
新 潟 事 務 所
指定有限責任社員 公認会計士 大屋 浩 孝
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 高橋 顕
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、田辺工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、田辺工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第58期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果についての報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、定期的に事業の報告を受け、その業務の状況を確認いたしました。更に、代表取締役社長と定期的会合を行い、事業戦略に関わる事項、経営計画に基づく具体的な取り組み等について、意見交換及び情報交換を行いました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

田辺工業株式会社 監査役会

常勤監査役 田中 稔 ㊟

社外監査役 伊藤 秀夫 ㊟

社外監査役 島宗 隆一 ㊟

以 上

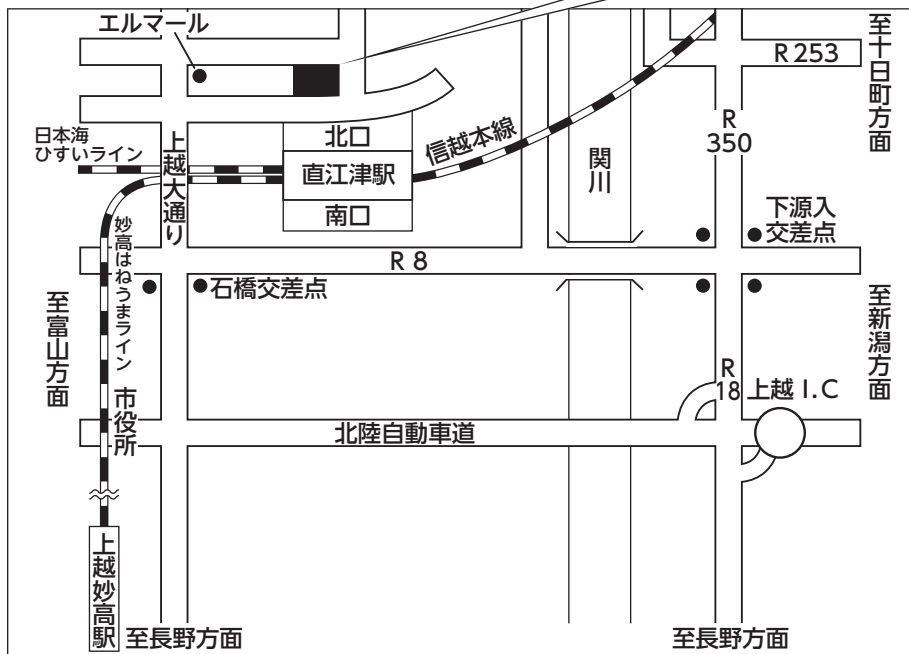
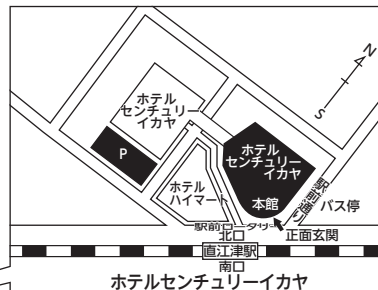
定時株主総会会場ご案内図

会場

ホテルセンチュリーイカヤ本館3階 飛天の間
新潟県上越市中央1丁目2番7号 電話 025-545-3111

交通

北陸新幹線上越妙高駅より妙高はねうまラインで15分
直江津駅北口より徒歩1分
北陸自動車道上越I.Cより車で15分



お体が不自由な株主様、障がいをお持ちの株主様へ

- ◎株主総会へのご来場に当たり、サポートが必要な株主様は、株主総会当日スタッフにお声がけください。
- ◎車いすでご来場の株主様につきましては、会場に専用スペースを設けております。ご来場の際は、会場スタッフがご案内いたします。また、車いすの方がご利用いただけるお手洗いは、株主総会会場4階にあります。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。